

令和 3 年 度

八 尾 市

公 共 用 水 域 の 水 質 測 定 計 画

八 尾 市

令和3年度八尾市公共用水域の水質測定実施日程

日 程
令和3年5月13日(木)
令和3年7月1日(木)
令和3年8月3日(火)
令和3年11月9日(火)
令和4年1月6日(木)
令和4年2月3日(木)

\*日程については、大阪府の令和3年度水質測定計画に準ずる。

## 令和3年度八尾市公共用水域の水質測定計画

### (目的)

1. この測定計画は、水質汚濁防止法第15条の規定により、八尾市内の公共用水域の水質の汚濁の状況を常時監視するために行う水質等の測定について、測定する事項、測定の地点及び方法その他必要な事項を定めるものとする。

### (測定点及び測定回数)

2. 測定地点及び測定回数は、原則として別表-1、別図-1のとおりとする。  
8河川 9地点(準基準点 5地点、その他の地点 4地点)

### (測定計画期間)

3. 測定計画期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

### (測定項目)

4. 測定項目は、原則として次のとおりとする。

#### (1) 健康項目

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン

(ただし、アルキル水銀については、総水銀が検出された場合に限る。)

#### (2) 生活環境項目

水素イオン濃度、溶存酸素量、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量  
浮遊物質、全窒素、全りん、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)

#### (3) 特殊項目

ノルマルヘキサン抽出物質(油分)、フェノール類、銅、溶解性鉄、溶解性マンガン、全クロム、陰イオン界面活性剤、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素、アンモニア性窒素、りん酸性りん

#### (4) 要監視項目

クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン、イソプロチオラン、オキシ銅、クロロタロニル、プロピザミド、EPN、ジクロロボス、フェノブカルブ、イプロベンホス、クロルニトロフェン、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、クロロエチレン(別名塩化ビニル及び塩化ビニルモノマー)、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン、PFOS及びPFOA

#### (5) その他の項目

気温、水温、色相、臭気、透視度、流量

(試料の採取等)

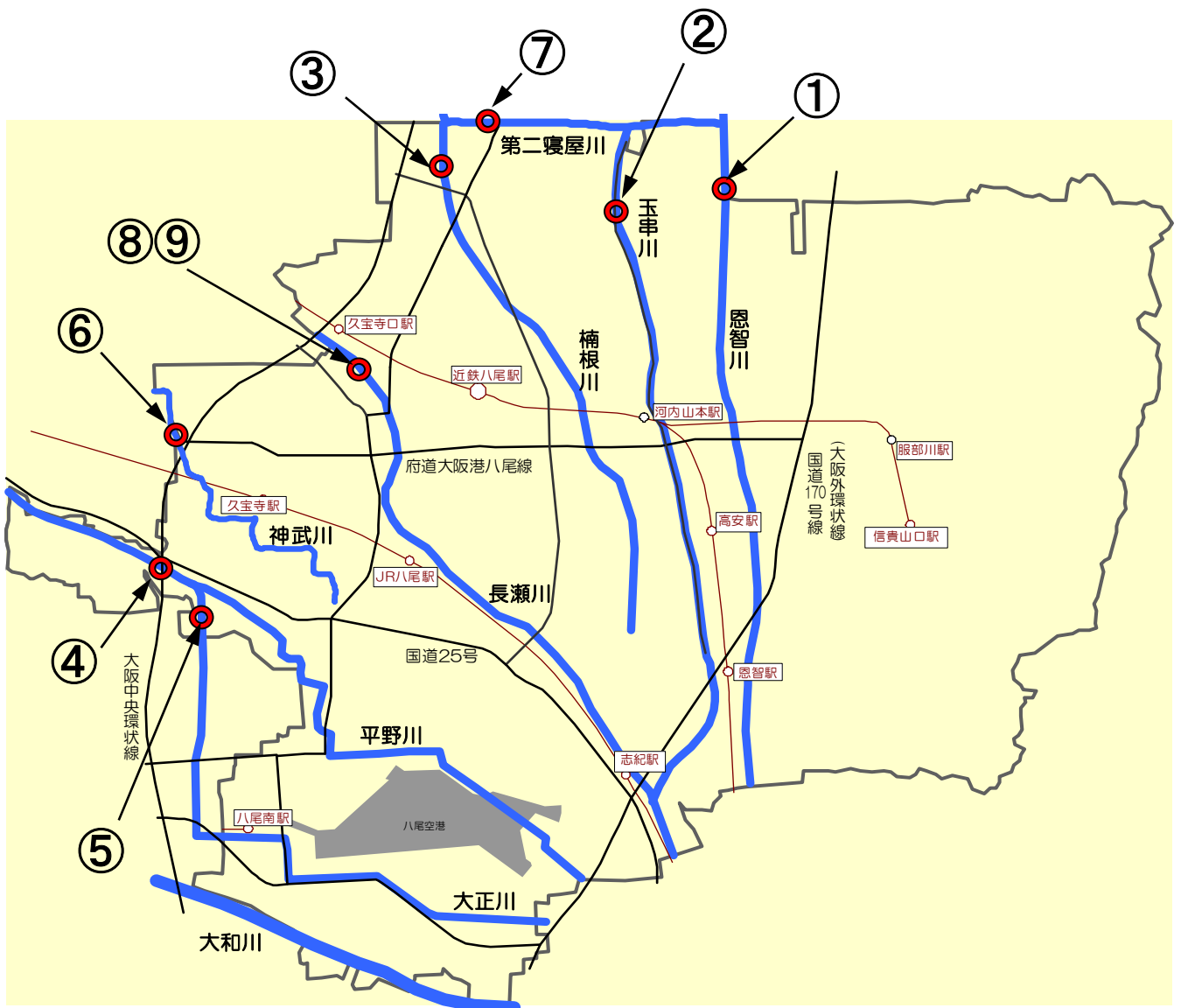
5. 試料の採取等については、原則として次のとおりとする。
  - (1) 試料の採取の実施に当たり、健康項目については、水域の水量の如何に関わらず随時、生活環境項目については、水域が通常の状態（低水量以上の流量がある時）にある時期とする。
  - (2) 流量観測は、採水時に測定点で実施する。
  - (3) 試料採取は流心で行い、6時間間隔で4回採取し、混合試料とする。ただし、水素イオン濃度及び4.(5)のその他の項目については、個々の試料について測定する。また、以下のものについては、原則として午後3時に最も近い採水時のものを測定する。
    - ・溶存酸素量、全亜鉛
    - ・健康項目（硝酸性窒素および亜硝酸性窒素を除く）
    - ・特殊項目（硝酸性窒素、亜硝酸性窒素、アンモニア性窒素、りん酸性りん及び陰イオン界面活性剤を除く）
    - ・要監視項目
  - (4) 以上の他は、水質調査方法（昭和46年環水管第30号）に準拠する。

(測定方法等)

6. 測定方法及び報告下限値等は、原則として別表-2のとおりとする。なお、この方法によらない場合には、測定結果の報告の際に特記するものとする。

(その他)

7. その他本計画に記載のない事項等については、大阪府及び測定機関等の関係機関と協議の上、定める。



別図－1 令和3年度八尾市公共用水域の水質測定地点



別表-2 測定方法、環境基準値等一覧表

区分	測定項目	測定方法	環境基準値 (mg/L)	報告下限値 (mg/L)
健康項目	カドミウム	JIS K 0102 55.2	0.003 以下	0.0003
		JIS K 0102 55.3		
		JIS K 0102 55.4		
	全シアン	JIS K 0102 38.1.2及び38.2	検出されないこと	0.1
		JIS K 0102 38.1.2及び38.3		
		JIS K 0102 38.1.2及び38.5		
		昭和46年12月28日付け環境庁告示第59号付表(以下「告示付表」という)1		
	鉛	JIS K 0102 54.1	0.01 以下	0.005
		JIS K 0102 54.2		
		JIS K 0102 54.3		
		JIS K 0102 54.4		
	六価クロム	JIS K 0102 65.2.1	0.05 以下	0.02
		JIS K 0102 65.2.2		
		JIS K 0102 65.2.3		
		JIS K 0102 65.2.4		
		JIS K 0102 65.2.5		
		JIS K 0102 65.2.6		
	砒素	JIS K 0102 61.2	0.01 以下	0.005
		JIS K 0102 61.3		
	総水銀	告示付表2	0.0005 以下	0.0005
	アルキル水銀	告示付表3	検出されないこと	0.0005
	PCB	告示付表4	検出されないこと	0.0005
	ジクロロメタン	JIS K 0125 5.1	0.02 以下	0.002
		JIS K 0125 5.2		
		JIS K 0125 5.3.2		
	四塩化炭素	JIS K 0125 5.1	0.002 以下	0.0002
		JIS K 0125 5.2		
		JIS K 0125 5.3.1		
		JIS K 0125 5.4.1		
		JIS K 0125 5.5		
	1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125 5.1	0.004 以下	0.0004
		JIS K 0125 5.2		
		JIS K 0125 5.3.1		
		JIS K 0125 5.3.2		
	1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1	0.1 以下	0.002
		JIS K 0125 5.2		
		JIS K 0125 5.3.2		
	シス-1,2-ジクロロエチレン	同上	0.04 以下	0.004
	1,1,1-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1	1 以下	0.0005
		JIS K 0125 5.2		
		JIS K 0125 5.3.1		
		JIS K 0125 5.4.1		
JIS K 0125 5.5				
1,1,2-トリクロロエタン	同上	0.006 以下	0.0006	
トリクロロエチレン	同上	0.01 以下	0.001	
テトラクロロエチレン	同上	0.01 以下	0.0005	
1,3-ジクロロプロパン	JIS K 0125 5.1	0.002 以下	0.0002	
	JIS K 0125 5.2			
	JIS K 0125 5.3.1			
チウラム	告示付表5	0.006 以下	0.0006	
シマジン	告示付表6の第1	0.003 以下	0.0003	
	告示付表6の第2			
チオベンカルブ	同上	0.02 以下	0.002	
ベンゼン	JIS K 0125 5.1	0.01 以下	0.001	
	JIS K 0125 5.2			
	JIS K 0125 5.3.2			
セレン	JIS K 0102 67.2	0.01 以下	0.002	
	JIS K 0102 67.3			
	JIS K 0102 67.4			
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	特殊項目欄参照	10 以下	0.08	
ふっ素	JIS K 0102 34.1	0.8 以下	0.08	
	JIS K 0102 34.4			
	JIS K 0102 34.1c) (*1)及び告示付表7			
ほう素	JIS K 0102 47.1	1 以下	0.02	
	JIS K 0102 47.3			
	JIS K 0102 47.4			
1,4-ジオキサン	告示付表8の第1	0.05 以下	0.005	
	告示付表8の第2			
	告示付表8の第3			

区分	測定項目	測定方法	環境基準値 (mg/L)	報告下限値 (mg/L)
生活環境項目	水素イオン濃度	JIS K 0102 12.1	別表3	—
		JIS K 0102 32.1		
	溶存酸素量	JIS K 0102 32.2	別表3	0.5
		JIS K 0102 32.3		
	生物化学的酸素要求量	JIS K 0102 21	別表3	0.5
	化学的酸素要求量	JIS K 0102 17	—	0.5
	浮遊物質量	告示付表9	別表3	1
	全窒素	JIS K 0102 45.2	—	0.05
		JIS K 0102 45.3		
		JIS K 0102 45.4		
		JIS K 0102 45.6		
	全りん	JIS K 0102 46.3.1	—	0.003
		JIS K 0102 46.3.4		
		JIS K 0102 46.3.4		
	全亜鉛	JIS K 0102 53.1	別表3	0.001
		JIS K 0102 53.2		
		JIS K 0102 53.3		
JIS K 0102 53.4				
ノニルフェノール	告示付表11	別表3	0.00006	
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)	告示付表12	別表3	0.0006	

区分	測定項目	測定方法	報告下限値 (mg/L)
特殊項目	ノルマルヘキサン抽出物質	告示付表14	0.5
	フェノール類	JIS K 0102 28.1	0.005
		JIS K 0102 52.2	
	銅	JIS K 0102 52.3	0.005
		JIS K 0102 52.4	
		JIS K 0102 52.5	
		JIS K 0102 57.2	
	溶解性鉄	JIS K 0102 57.3	0.08
		JIS K 0102 57.4	
		JIS K 0102 56.2	
	溶解性マンガン	JIS K 0102 56.3	0.01
		JIS K 0102 56.4	
		JIS K 0102 56.5	
	全クロム	JIS K 0102 65.1.1	0.03
		JIS K 0102 65.1.3	
JIS K 0102 65.1.4			
JIS K 0102 65.1.5			
陰イオン界面活性剤	JIS K 0102 30.1.1	0.01	
	JIS K 0102 43.2.1		
硝酸性窒素	JIS K 0102 43.2.3	0.04	
	JIS K 0102 43.2.5		
	JIS K 0102 43.2.6		
亜硝酸性窒素	JIS K 0102 43.1.1	0.04	
	JIS K 0102 43.1.2		
アンモニア性窒素	JIS K 0102 42.1及び42.2	0.04	
	JIS K 0102 42.5		
	JIS K 0102 42.1及び42.6		
りん酸性りん	JIS K 0102 46.1.1	0.003	
	JIS K 0102 46.1.3		
	JIS K 0102 46.1.4		

区分	測定項目	測定方法	指針値 (mg/L)	報告下限値 (mg/L)
要監視項目	クロロホルム	JIS K 0125 5.1	0.06	0.006
		JIS K 0125 5.2		
		JIS K 0125 5.3.1		
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	同上	0.04	0.004
	1,2-ジクロロプロパン	同上	0.06	0.006
	p-ジクロロベンゼン	同上	0.2	0.03
	イソキサチオン	平成5年4月28日付け環境庁通知第121号付表(以下「通知付表」という)1の第1通知付表1の第2	0.008	0.0008
	ダイアジノン	同上	0.005	0.0005
	フェニトロチオン	同上	0.003	0.0003
	イソプロチオラン	同上	0.04	0.004
	オキシ銅	通知付表2	0.04	0.004
	クロロタロニル	通知付表1の第1	0.05	0.004
		通知付表1の第2		
	プロピザミド	同上	0.008	0.0008
	EPN	同上	0.006	0.0006
	ジクロロボス	同上	0.008	0.0008
	フェノバルブ	同上	0.03	0.002
	イプロベンホス	同上	0.008	0.0008
	クロロニトロフェン	同上	—	0.0001
	トルエン	JIS K 0125 5.1	0.6	0.06
		JIS K 0125 5.2		
		JIS K 0125 5.3.2		
	キシレン	同上	0.4	0.04
	フタル酸ジエチルヘキシル	通知付表3の第1	0.06	0.006
		通知付表3の第2		
	ニッケル	JIS K 0102 59.3	—	0.001
		通知付表4		
		通知付表5		
	モリブデン	JIS K 0102 68.2	0.07	0.007
		通知付表4		
通知付表5				
アンチモン	平成16年3月31日付け環境省通知付表(以下「省通知付表」という。)5の第1	0.02	0.0002	
	省通知付表5の第2			
	省通知付表5の第3			
クロロエチレン(塩化ビニル及び塩化ビニルモノマー)	省通知付表1	0.002	0.0002	
エピクロヒドリン	省通知付表2	0.0004	0.00003	
全マンガン	JIS K 0102 56.2	0.2	0.02	
	JIS K 0102 56.3			
	JIS K 0102 56.4			
	JIS K 0102 56.5			
ウラン	省通知付表4の第1	0.002	0.0002	
	省通知付表4の第2			
ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタノ酸(PFOS及びPFOA)	令和2年5月28日付け環境省通知付表1	0.00005	0.000005	
			PFOS(直鎖体)	0.0000025
			PFQA	
			PFQA(直鎖体)	0.0000025

区分	測定項目	測定方法	報告下限値 (mg/L)
その他の項目	気温	JIS K 0102 7.1	—
	水温	JIS K 0102 7.2	—
	色相	JIS K 0102 8	—
	臭気	JIS K 0102 10.1	—
	透視度	JIS K 0102 9	—
	流量	昭和46年9月30日環水管第30号(水質調査方法)	—

(注1) 桁数については有効数字2桁とし、3桁目以下を切り捨てる。pHについては、小数第2位を四捨五入し、小数点以下1桁までとする。

(注2) 報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる。

(注3) 硝酸性窒素と亜硝酸性窒素の測定値の何れか一方が報告下限値未満の場合は、その報告下限値未満に代えて報告下限値の数値を測定値として扱う。

(\*1) ふっ素の測定方法において、JIS K 0102 34.1c(注(6)第三文を除く。)に定める方法

(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)



別表3

## 環境基準値及び評価方法

〔昭和46年12月28日環告第59号  
平成13年 5月31日環水企第92号〕

## 生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目)

①

類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (S S)	溶 存 酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100mL 以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L以下	5mg/L 以上	5,000MPN/100mL 以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—

評価方法 1 基準値は、日間平均値とする。  
 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。  
 3 類型指定された水域におけるBODの環境基準達成状況の年間評価については、当該水域の環境基準点において、日間平均値の75%値が当該水域があてはめられた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。複数の環境基準点をもつ水域においては、当該水域内のすべての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 〃 2級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 〃 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
 〃 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
 〃 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈澱等による通常の浄水操作を行うもの  
 〃 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
 〃 3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

②

類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキル ベンゼンスルホン酸 及びその塩(LAS)
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

評価方法 1 基準値は、年間平均値とする。